



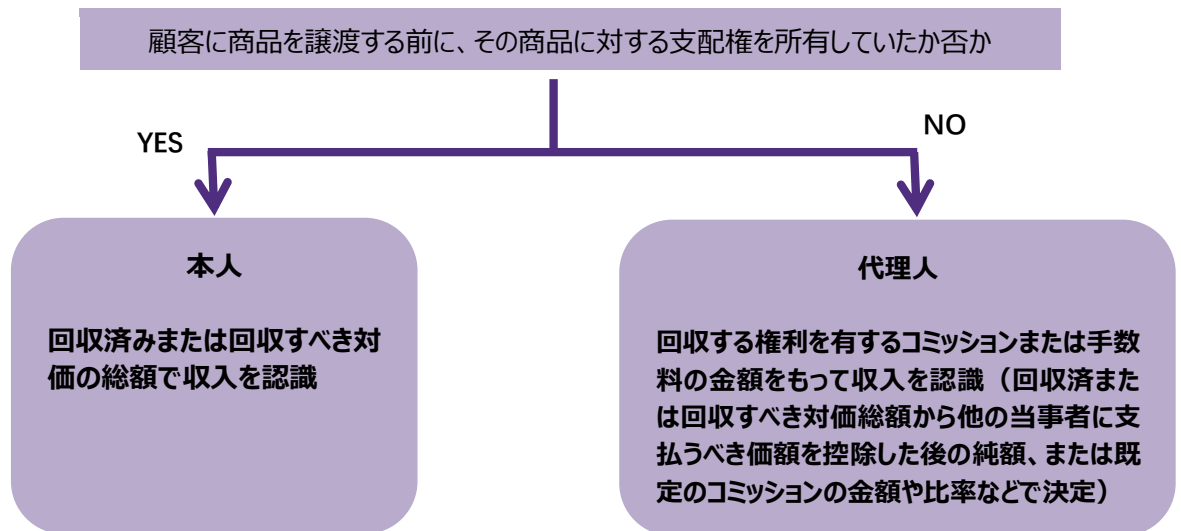
中国会計税務実務

2020年第17号

今回のテーマ：特定取引——本人と代理人

新収入準則は、特定取引(あるいは事項)に関する収入の認識と測定の要件を明確にした。例えば、総額と純額を区別した収入の認識、品質保証条項付販売、売上返品条項付販売、追加購入権付販売、返還不要な前払報酬などである。これらの規定は、実務を行う上で指針となるだけでなく、会計情報の比較可能性を向上させることにも繋がる。今回は総額で収入を認識すべきケース（本人）と純額で収入を認識すべきケース（代理人）の区別について、簡単に説明する。

主な内容：



実務上、顧客に商品を譲渡する前にその商品に対する支配権を所有していたか否かを具体的に判断する際は、企業の契約に関する法的な形態だけでなく、あらゆる関連する事実や状況を総合的に判断しなければならない。具体的には、以下の事実や状況が考えられる。

判断基準		備考	本人	代理人
1	商品を譲渡する契約履行の主たる責任を負う	商品の品質または機能、アフターサービス、クレーム対応等の責任者である	○	
2	顧客に商品を譲渡する前後で、商品の在庫リスクを負う	返品、棚卸資産減損引当などのリスク当事者である	○	
3	取引商品の価格を自主的に決定する権限を有する	商品の売価或いは割引などの決定者である	○	
4	その他の関連する事実や状況	回収等、信用リスクの当事者である	○	

例：

甲旅行社は、航空会社から割引航空券を購入し、顧客（乗客）に販売している。その際、甲旅行社は自主的に航空券価格を決定することができる。また、売れ残った航空券は航空会社に返却できない。

この例における、甲旅行社が顧客に提供する特定の製品またはサービスは航空券である。これは顧客が特定のフライトができる（つまり、航空会社が提供するフライトサービスを受入れる）権利を指す。甲旅行社が見積りを行い、事前に航空券を購入することにより、この権利は顧客に移転する前に実際に存在している。また甲旅行社は購入した航空券の用途、即ち、顧客に販売する否か、及び誰にどういう価格で販売するかを自主的に決定することができる。加えて、甲旅行社は航空券の用途を主導的に決定し、且つそこから得られるほとんどすべての経済利益を獲得できる。したがって、甲旅行者は顧客に航空券を販売する前に、その航空券に対する支配権を所有しており、当該特定取引では本人に該当することとなる。

お見逃しなく：

- 税務上、代理購入は次の条件を同時に満たさなければならない。
 - （一）代理人は代金を立替えない。
 - （二）販売者は委託人宛に発票を発行し、代理人はその発票を委託人に引渡す。
 - （三）代理人は販売者が実際受取る販売額と増値税（輸入時には税関が徴収する輸入増値税）を以って、委託人に決済し、別途で手数料を受取る。
- 増値税暫定条例実施細則第 12 条によれば、代価以外の費用とは、購入者側から受取る代価以外の手数料、補助、基金、資金調達費用、返還利潤、奨励金、違約金、滞納金、代金延期払利子、賠償金、代理受領金額、立替金、包装費、包装物賃借料、準備金、優良品質費、運輸荷役費その他の各名目の代価以外の費用を指す。
- 増値税課税収入と財務諸表(PL)の営業収入の乖離が発生する可能性が高い。両者の認識根拠が違ふことにより生じる乖離であり、正常な会計処理である。
- 税務局にその乖離に対して説明をせざるを得ない場合、必要であれば専門家の支援を求めることも考えられる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com